
令和元年台風第19号

対応状況報告書

前橋市

目次

気象、本市の対応、避難等の状況

1	気象状況、河川の水位状況	1
2	主な対応経過	3
3	避難情報、避難所の状況	6
4	避難者の状況	9

被害等の状況

5	被害の状況	10
6	災害救助法適用等の状況	13

警戒、対応体制の状況

7	警戒・対応体制の状況	16
8	被災者支援の状況	19
9	被災地（他自治体）支援の状況	20

対応検証と今後の対応

10	対応検証と今後の対応	22
----	------------	----

1 気象状況、河川の水位状況

令和元年台風第19号に関する気象、雨量及び河川水位の状況については、次のとおりである。

(1) 気象概況（令和元年台風第19号に関する群馬県気象速報（※）から抜粋）

10月6日に南鳥島近海で発生した台風第19号は、マリアナ諸島を西に進みながら、7日には大型で猛烈な台風となった。小笠原近海を北北西に進み、12日には北よりに進路を変え日本の南を北上した。12日19時前に大型で強い勢力で伊豆半島に上陸した後、関東地方を通り、13日未明に東北地方の東海上に抜けた（以上、速報解析による）。

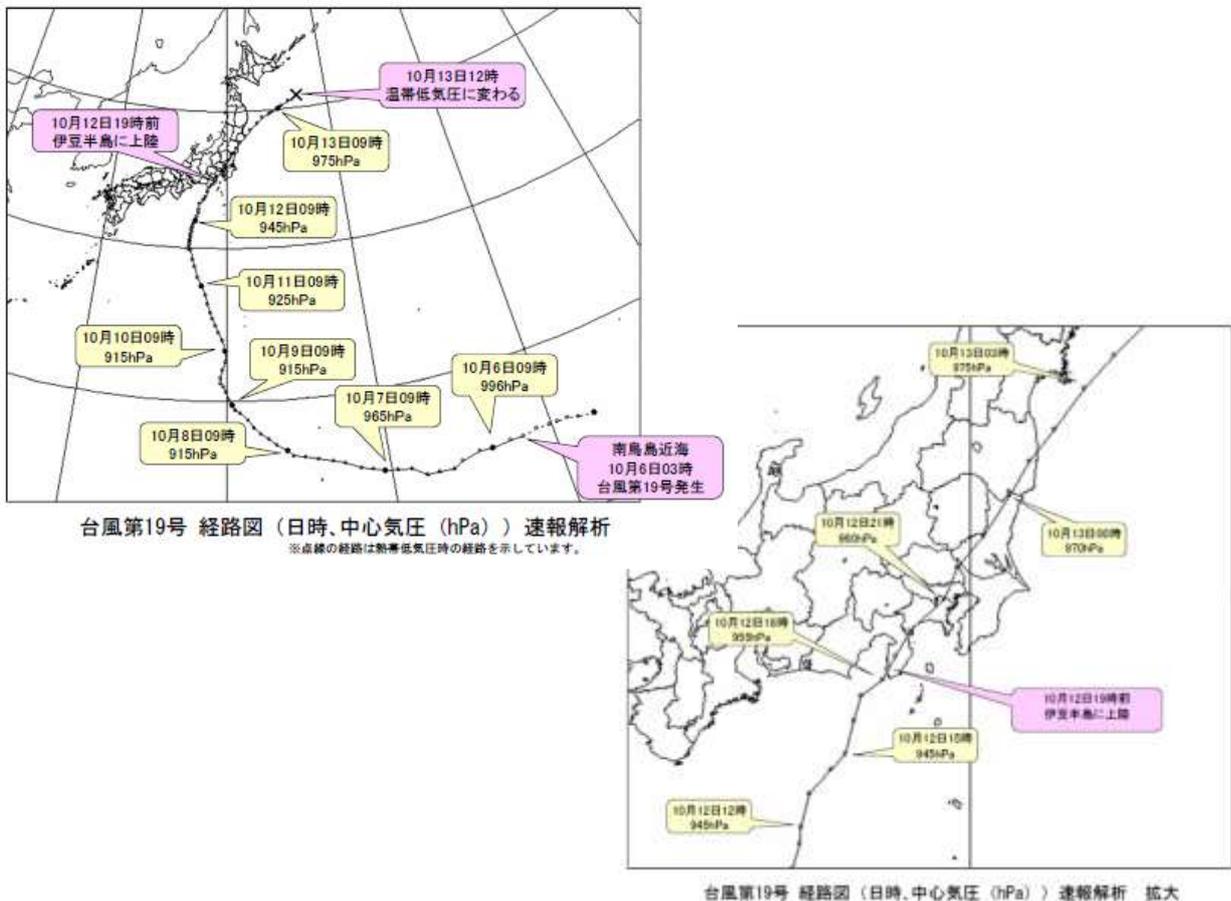
群馬県内では10月11日午後から台風からの湿った空気の影響で雨が降り始め、12日朝からは台風周辺の雨雲の影響で高崎・藤岡地域では激しい雨となった。12日昼前からは台風本体の雨雲の影響で県内に非常に激しい雨の降る範囲が広がった。

西野牧（下仁田町）では降り始め（11日00時）から14日00時までの総降水量が496.5mmとなるなど、県内の雨量観測17地点の内10地点で日降水量が統計開始以来の極値を更新した。

また、県内ではやや強い風が吹き、日最大風速は伊勢崎で14.9メートル（北西、12日21時53分）、日最大瞬間風速は草津で28.9メートル（北、12日23時30分）を観測した。なお、桐生では12日の日最大瞬間風速は22.2m/s（北西、22時18分）で統計開始以来の極値を更新した。

※ 令和元年台風第19号に関する群馬県気象速報：令和元年10月17日前橋地方気象台発表

(2) 台風経路図、位置表（令和元年台風第19号に関する群馬県気象速報から抜粋）



(3) 降雨の状況

ア 各観測所の観測状況（期間総降水量 10月11日00時～10月14日00時）

観測所名	前橋（気）	前橋（国）	赤城山	前橋（県）	大胡	苗ヶ島
所在地	昭和町	元総社町	富士見町 赤城山	上細井町	河原浜町	鼻毛石町
総雨量	247.5mm	264.0mm	321.0mm	210.5mm	214.0mm	228.0mm
管理者	前橋 地方气象台	国土交通省 利根川ダム 統括管理事務所		群馬県 前橋土木事務所		

イ 前橋観測所（前橋地方气象台）の観測状況（期間総降水量の内訳）

11日	12日	13日	合計	最大1時間降水量	
14.0mm	233.5mm	0.0mm	247.5mm	39.5mm	12日 21:02

ウ 前橋観測所（前橋地方气象台）の24時間降水量の歴代記録

1位	2位	3位	4位	5位
357.4mm	262.4mm	233.5mm	201.0mm	180.0mm
1947（昭和22）年 9月15日	1955（昭和30）年 8月6日	2019（令和元）年 10月12日	1999（平成11）年 8月14日	1958（昭和33）年 9月26日
カスリーン台風	—	台風第19号	熱帯低気圧	狩野川台風

(4) 河川の水位状況（市内の主な水位周知河川等の最高水位）

河川の溢水や氾濫は発生しなかったが、利根川の「県庁裏」観測所では、氾濫危険水位を超える水位を観測した。

河川名	利根川	滝川	桃ノ木川		荒砥川		赤城白川
観測所名	県庁裏	川曲	上泉	筑井	大胡	下増田	細井
今回最高水位	5.60m	1.06m	1.68m	2.25m	1.54m	2.40m	2.31m
到達時刻	22:10	20:50	22:00	22:20	21:40	22:20	21:50
避難判断水位	3.50m	—	2.40m	—	3.70m	3.10m	2.50m
氾濫危険水位	4.01m	—	3.00m	—	3.97m	3.62m	2.92m
管理者	群馬県前橋土木事務所						

※ 時刻はいずれも10月12日

2 主な対応経過

前橋地方気象台による気象情報の発表状況及び本市の主な対応経過は、次のとおりである。

(1) 気象情報及び本市の主な対応経過

「大雨特別警報」が本市に対して初めて発表された他、土砂災害警戒情報が発表された。

本市では、台風接近前から市民に対して注意啓発を行い、災害警戒本部、災害対策本部を順次設置して警戒に当たるとともに、土砂災害や洪水災害発生危険性の高まりに応じて、避難情報を発令して避難行動を促した。

日付	時刻	気象情報	本市対応
8日 (火)	5:00	・早期注意情報【警戒レベル1】(発表) 12日の大雨、暴風の警報級の可能性〔中〕	
	10:00		・防災危機管理課台風警戒(開始) ・庁内向け台風注意啓発(開始)
	11:00	・早期注意情報【警戒レベル1】(発表) 12日、13日の大雨、暴風の警報級の可能性〔高〕	
10日 (木)	16:28	・群馬県気象情報第1号(発表)	・市民等向け台風注意啓発(開始)
11日 (金)	6:20	・群馬県気象情報第2号(発表)	
	11:30	・前橋地方気象台説明会	
	12:05	・群馬県気象情報第3号(発表)	
	13:30		・庁内風水害対応関係課会議
	15:00		・自主避難所開設の周知(1回目)
	16:24	・群馬県気象情報第4号(発表)	
	20:20	・雷注意報(発表)	
12日 (土)	2:14	・大雨注意報【警戒レベル2】(発表) ・強風注意報(発表)	
	4:21	・洪水注意報【警戒レベル2】(発表)	
	6:03	・群馬県気象情報第5号(発表)	
	6:21	・群馬県気象情報第6号(発表)	
	7:12	・大雨警報〈浸水害〉(発表)	・災害警戒本部(設置)
	7:30		・自主避難所開設の周知(2回目)
	8:00		・自主避難所(開設)11か所
	11:00		・災害対策本部(設置) ・避難準備・高齢者等避難開始〈土砂〉【警戒レベル3】(発令) 対象：宮城及び富士見地区の一部 理由：土砂災害発生のおそれが高い地区に早期避難を促すため ・指定避難所〈開設継続〉3か所 (自主避難所から移行)

日付	時刻	気象情報	本市対応
12日 (土)	11:55	・群馬県気象情報第7号(発表)	
	13:15	・大雨警報〈土砂災害〉(発表)	
	14:57	・洪水警報(発表) ・暴風警報(発表)	
	15:31	・群馬県気象情報第8号(発表)	
	17:25	・群馬県気象情報第9号(発表)	
	19:05	・群馬県気象情報第10号(発表)	
	20:00		・避難勧告〈洪水〉【警戒レベル4】(発令) 対象：利根川流域地区 理由：利根川の水位上昇等により氾濫のおそれが高まったため ・指定避難所(開設)13か所
	20:12	・大雨特別警報〈浸水害〉(発表)	
	21:27	・土砂災害警戒情報(発表)	
	21:45		・避難勧告〈土砂〉【警戒レベル4】(発令) 対象：富士見地区の一部 理由：土砂災害発生のおそれが高まったため ・指定避難所(開設継続)2か所
23:32	・群馬県気象情報第11号(発表)		
23:38	・土砂災害警戒情報(解除)		
13日 (日)	0:10	・大雨特別警報〈浸水害〉(解除) →大雨警報〈土砂災害、浸水害〉(発表)	
	0:46	・群馬県気象情報第12号(発表)	
	2:03	・大雨警報〈浸水害〉(解除) ・暴風警報(解除) →強風注意報(発表) ・雷注意報(解除)	
	5:15	・大雨警報〈土砂災害〉(解除) →大雨注意報【警戒レベル2】(発表) ・洪水警報(解除) →洪水注意報【警戒レベル2】(発表) ・強風注意報(解除)	
	5:38	・群馬県気象情報第13号(発表)	
	6:30		・全ての避難情報(解除) ・全ての自主避難所、指定避難所(閉鎖)
	8:00		・災害対策本部会議(開催)
	9:30		・災害対策本部(廃止)

日付	時刻	気象情報	本市対応
13日 (日)	11:25	・洪水注意報 (解除)	
	11:37	・群馬県気象情報第14号 (発表)	
	16:52	・大雨注意報 (解除)	

(2) 市民への注意啓発の状況

登録制電子メール「まちの安全ひろメール」及び公式ツイッター「まちの安全ツイッター」によって、前橋地方気象台が発表する気象情報（注意報、警報等）を随時発信した。

3 避難情報、避難所の状況

台風接近前から自主避難所を開設し、市民に早期避難を呼びかけた他、土砂災害や洪水災害発生の危険性の高まりに応じて避難情報を発令し、指定避難所を開設して避難者の受入れを行った。

避難情報の発令等は、防災行政無線、防災ラジオ、緊急速報メール、「まちの安全ひろメール」、テレビ文字放送、まちの安全ツイッター、市ホームページ等、多様な手段、媒体を通じて実施した。

(1) 自主避難所の開設

大型で非常に強い台風であり、強い勢力を保ったまま接近し、大雨（土砂災害、浸水害）、暴風及び洪水に警戒が必要との予報を受け、市民に対して早期避難を促すため、開設の前日から自主避難所開設の周知を行った上で、台風接近前から開設可能な全ての自主避難所を開設した。

洪水浸水想定区域内は、洪水災害時の危険性を踏まえ自主避難所を開設しないこととしている。

予告日時	・11日（金） 15:00 ・12日（土） 7:30
対象地区	市内全域
開設時刻	12日（土） 8:00
開設自主避難所	12か所（市役所本庁舎、大胡公民館、宮城公民館（※1）、粕川公民館、富士見公民館（※1）、城南支所、上川淵市民サービスセンター、芳賀市民サービスセンター、元総社市民サービスセンター、総社市民サービスセンター、清里市民サービスセンター、かすかわ老人福祉センター（※2））
発令理由	・台風が接近し、強い降雨が予想され、災害発生のおそれがあるため ・市民に早期避難を行う場所を提供するため
備考	※1 12日（土） 11:00に避難情報の発令に伴い指定避難所に移行 ※2 12日（土） 22:30に開設

(2) 避難準備・高齢者等避難開始（土砂災害）【警戒レベル3】の発令

台風の最接近が夜間で、土砂災害に対する注意が必要と予報されていたため、発生の可能性が高い地区に対して、昼間に早期避難を促すため、土砂災害警戒情報等の発表前に、避難準備・高齢者等避難開始を発令した。

発令日時	12日（土） 11:00
対象地区	・宮城地区の一部：苗ヶ島町（湯之沢、神東原） ・富士見地区の一部：富士見町赤城山（箕輪、大洞）
対象世帯数	414世帯
対象人数	1,175人
開設指定避難所	3か所（宮城公民館（※）、富士見公民館（※）、赤城少年自然の家）
発令理由	・大雨により土砂災害発生の危険があるため ・台風が接近し、夜間から明け方にかけて強い降雨が予想されるため ・土砂災害発生の危険性の高い地区に早期避難を促すため
備考	※ 宮城公民館及び富士見公民館は、当初自主避難所として開設していたものを避難情報の発令に合わせて指定避難所に移行

(3) 避難勧告（洪水災害）【警戒レベル4】の発令

台風の接近に伴い風雨が強まる中で、利根川（県庁裏観測所）の水位が急上昇し、避難判断水位を超え、上流の流域雨量も多く、当面収束しない状況であったため、利根川流域地区に対して、避難勧告を発令した。

発令日時	12日（土） 20:00
対象地区	利根川流域地区 ・岩神地区の全域：岩神町全域、敷島町、緑が丘町 ・敷島地区の全域：昭和町全域、平和町全域、住吉町全域 ・南橋地区の一部：荒牧町全域、上小出町全域、下小出町全域、田口町、関根町全域、川原町全域 ・若宮地区の一部：国領町全域、若宮町一～三丁目 ・桃井地区の一部：紅雲町一丁目、大手町一・三丁目、千代田町一丁目 ・中央地区の一部：千代田町二～三丁目 ・南部地区の一部：六供町全域、南町一・二・四丁目 ・天川地区の一部：天川原町全域 ・城東地区の一部：日吉町一・二丁目、城東町全域 ・桂萱地区の一部：西片貝町五丁目 ・上川淵地区の一部：上佐鳥町、櫛島町、朝倉町、後閑町 ・東地区の一部：箱田町、後家町、上新田町、下新田町、小相木町全域、朝日が丘町、光が丘町、大和根町全域 ・元総社地区の一部：石倉町一丁目、下石倉町 ・下川淵地区の全域：公田町、横手町、亀里町、鶴光路町、新堀町、下阿内町、力丸町、徳丸町、房丸町、下川町
対象世帯数	43,753 世帯
対象人数	98,596 人
開設指定避難所	13か所（桃川小学校、若宮小学校、みずき中学校、桃井小学校、第一中学校、第五中学校、天川小学校、わかば小学校、東中学校、箱田中学校、広瀬小学校、山王小学校、広瀬中学校）
発令理由	・大雨により河川（利根川）の氾濫の危険があるため ・利根川水位観測所（県庁裏）の水位が避難判断水位を超えたため ・利根川上流の流域雨量が多く、水位上昇のおそれがあるため

(4) 避難勧告（土砂災害）【警戒レベル4】の発令

台風の接近に伴い風雨が更に強まり、赤城山山頂付近の土砂災害警戒判定メッシュ情報の着色（薄い紫）があり、本市に対して土砂災害警戒情報の発表があったことから、該当する地区に対して避難勧告を発令した。

発令日時	12日（土） 21:45
対象地区	・富士見地区の一部：富士見町赤城山（大洞）
対象世帯数	30世帯
対象人数	44人
開設指定避難所	2か所（富士見公民館、赤城少年自然の家）
発令理由	・大雨により地滑り、土石流、がけ崩れの危険があるため ・土砂災害警戒情報の発表（警戒レベル4相当） ・土砂災害警戒判定メッシュ情報の着色（薄い紫）（警戒レベル4相当）

(5) 全ての避難情報の解除及び避難所の閉鎖

台風が通過し、降雨が止み、上流の流域雨量も減少し、各河川の水位も低下したため、発令していた全ての避難情報を解除するとともに、全ての自主避難所及び指定避難所を閉鎖した。

発令日時	13日（日） 6:30
対象地区	・全市域
対象避難所	・全自主避難所、全指定避難所
発令理由	・災害発生の危険性が解消されたため

4 避難者の状況

自主避難所及び指定避難所における避難者数は、次のとおりである。

(1) 自主避難所

NO	施設名称	避難者数 (延べ)	開設時刻	閉鎖時刻
1	市役所本庁舎	121 人	12 日 (土) 8:00	13 日 (日) 6:30
2	大胡公民館	18 人		
3	宮城公民館 (※)	13 人		
4	粕川公民館	21 人		
5	富士見公民館 (※)	50 人		
6	城南支所	50 人		
7	上川淵市民サービスセンター	32 人		
8	芳賀市民サービスセンター	7 人		
9	元総社市民サービスセンター	26 人		
10	総社市民サービスセンター	20 人		
11	清里市民サービスセンター	2 人		
12	かすかわ老人福祉センター	2 人	12 日 (土) 22:30	
合計		362 人		

※ 宮城公民館及び富士見公民館は、12 日 11:00 から指定避難所に移行

(2) 指定避難所

NO	施設名称	避難者数 (延べ)	開設時刻	閉鎖時刻
1	赤城少年自然の家	0 人	12 日 (土) 11:00	13 日 (日) 6:30
2	桃川小学校	124 人	12 日 (土) 20:00	
3	若宮小学校	37 人		
4	みずき中学校	30 人		
5	桃井小学校	8 人		
6	第一中学校	44 人		
7	第五中学校	11 人		
8	天川小学校	2 人		
9	わかば小学校	34 人		
10	東中学校	122 人		
11	箱田中学校	53 人		
12	広瀬小学校	29 人		
13	山王小学校	30 人		
14	広瀬中学校	183 人		
合計		707 人		

5 被害の状況

本市の主な被害状況は、次のとおりである。(令和2年1月末日時点)

(1) 人的住家等被害状況

ア 人的被害 なし

イ 住家等被害

区分		件数	備考
浸水被害	床上浸水	0棟	
	床下浸水	0棟	
浸水以外	全壊	0棟	
	大規模半壊	0棟	
	半壊	0棟	
	一部損壊	23棟	本庁4、上川淵2、下川淵1、芳賀1、桂萱3、東1、元総社1、清里1、永明2、城南2、大胡3、宮城1、富士見1

(2) 倒木・土砂崩れ等被害状況 (47件)

項目	件数	備考
土砂等流入・堆積	12件	宮城6、粕川1、富士見5
土砂流出・崩れ	11件	芳賀1、総社1、清里1、大胡1、宮城3、粕川2、富士見2
倒木等	24件	本庁1、芳賀1、桂萱1、総社1、城南1、大胡3、宮城9、粕川3、富士見4

(3) 農作物・農業用施設等被害状況 (39,695,000円)

ア 農作物

項目	件数等	備考
被害農作物	8品目	柿、りんご、水稲、キャベツ、ブロッコリー、ハウレンソウ、カリフラワー、たまねぎ
被害総面積	25.1ha	粕川地区、清里地区等
被害金額	35,982千円	

イ 農業用施設

項目	件数等	備考
パイプハウス	2,639千円	全壊4件、大破2件、小破8件
鉄骨ハウス	1,165千円	小破2件

(4) 市内企業被害状況 (3件)

項目	件数等	備考
擁壁崩落	1件	桂萱1件
シャッター破損	1件	宮城1件
店舗の浸水	1件	元総社1件

(5) 市有施設の被害状況

ア 道路等被害状況 (19件)

項目	件数等	備考
道路冠水・溢水	11件	下川淵2、東3、元総社2、清里1、大胡1、宮城1、粕川1
道路破損	5件	宮城1、粕川1、富士見3
冠水等による道路通行止め	3件	本庁1 国体道路（ヤマダグリーンドーム前橋～大渡橋下） 10月14日（月）まで 桂萱1 桃ノ木川サイクリングロード（三俣付近進入口5か所） 10月13日（日）まで 永明1 桃ノ木川サイクリングロード（駒形IC付近進入口2か所） 10月13日（日）まで

イ 水道、下水道、水利施設等被害状況

なし

ウ 庁舎及び支所・市民サービスセンター、所管施設 (4件)

項目	件数等	備考
雨漏り	2件	下川淵市民サービスセンター、永明市民サービスセンター
その他	2件	本庁3階庭園電灯破損、議会棟外壁落下

エ 学校関係 (6件)

項目	件数等	備考
雨漏り	4件	前橋工科大、桃川小、第一中、広瀬中
その他	2件	箱田中外トイレの浸水 山王小体育館トイレ照明の故障

オ 市営住宅 (19件)

項目	件数等	備考
雨漏り	16件	昭和、城東、朝日町、朝倉、天川、元総社、南橋
その他	3件	エレベーター停電（岩神） テレビアンテナの故障（朝倉）

カ グランド等運動施設 (5件)

項目	件数等	備考
支柱の倒壊	2件	宮城総合運動場、粕川西部運動場
構造物の破損	1件	宮城総合運動場
その他	2件	前橋公園（旧岩神緑地）のトイレ流出、前橋公園（旧中央緑地）の冠水

キ その他公共施設等 (12件)

項目	件数等	備考
雨漏り	5件	斎場、アーツ前橋、文学館、大胡シャンテ、粕川公民館
冠水	6件	前橋公園（左岸・右岸）、大利根緑地、南町公園、利根川田口緑地、利根川総社緑地、利根川大渡緑地
冠水等による公園閉鎖	1件	前橋公園（親水・ステージゾーン） 12月20日（金）まで

6 災害救助法適用等の状況

群馬県や国による災害救助法の適用等の状況は、次のとおりである。

(1) 災害救助法の適用（本市適用あり）

台風第19号による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていること、住家に多数の被害が生じたことから、群馬県は本市を含む12市13町5村に災害救助法の適用を決定した。

根拠	災害救助法
決定日等	10月12日（土）
適用状況	<p>【県内】12市13町5村 前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、北群馬郡榛東村、北群馬郡吉岡町、多野郡上野村、多野郡神流町、甘楽郡下仁田町、甘楽郡南牧村、甘楽郡甘楽町、吾妻郡中之条町、吾妻郡長野原町、吾妻郡嬭恋村、吾妻郡草津町、吾妻郡高山村、吾妻郡東吾妻町、利根郡みなかみ町、佐波郡玉村町、邑楽郡千代田町、邑楽郡大泉町、邑楽郡邑楽町</p> <p>【全国】14都県390市区町村 岩手県6市5町3村、宮城県14市20町1村、福島県13市30町12村、茨城県24市6町、栃木県13市8町、群馬県12市13町5村、埼玉県29市18町1村、千葉県25市15町1村、東京都7区17市4町1村、神奈川県11市7町1村、新潟県3市、山梨県10市6町4村、長野県16市13町14村、静岡県1市1町</p>
適用による効果	<ul style="list-style-type: none"> ・救助（避難所の運営等）の実施主体が都道府県（群馬県）となり、救助の実施に係る費用は国と群馬県が負担することとなる。 ・本市は、群馬県から委任される形で救助を実施することとなり、国や群馬県の基準等から外れる形で実施する救助は、本市の負担となる。

(2) 被災者生活再建支援法の適用（本市適用なし）

台風第19号による災害により、住宅に多数の被害が生じたことから、群馬県は1市1村に被災者生活再建支援法の適用を決定した。本市は、該当する被害がないため、適用がなかった。

根拠	被災者生活再建支援法
決定日等	11月1日（金）
適用状況	<p>【県内】1市1村 富岡市、吾妻郡嬭恋村</p> <p>【全国】 岩手県3市1町、宮城県県内全域、福島県県内全域、茨城県県内全域、栃木県7市1町、群馬県1市1村、埼玉県県内全域、千葉県県内全域、東京都2区2市1町1村、神奈川県2市、新潟県1町、山梨県1市、長野県県内全域、静岡県2市1町</p>
適用による効果	都道府県（群馬県）は、住宅の全壊等、被災世帯となった世帯の世帯主に対し、当該世帯主の申請に基づき、被災者生活再建支援金の支給を行うこととなる。

(3) 特定非常災害の指定（本市指定あり）

国は、台風第19号による災害を特定非常災害として指定した。

根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律 ・令和元年台風第19号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令
決定日等	10月18日（金）閣議決定、同日公布・施行
指定状況	台風第19号による被災自治体
指定による効果	<p>次に掲げる措置が適用となる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置 2 期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置 3 債務超過を理由とする法人の破産手続き開始の決定の特例に関する措置 4 相続の承認又は放棄をすべき期間の特例に関する措置 5 民事調停法による調停の申立ての手数料の特例に関する措置

(4) 激甚災害の指定及び適用措置の追加等の指定（本市指定あり）

国は、令和元年10月11日から同月26日までの間の暴風雨及び豪雨による災害（※台風第19号、第20号及び第21号の暴風雨による災害）を激甚災害に指定するとともに、適用措置の追加等の指定を行った。

根拠	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律
決定日等	<ul style="list-style-type: none"> ・台風第19号の指定（10月29日（火）閣議決定、11月1日公布・施行） ・適用措置の追加指定等（11月29日（金）閣議決定、12月4日公布・施行）
指定状況	地域を限定しない「本激」
指定による効果	<p>次に掲げる措置が適用となる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 2 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 3 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 4 土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助 5 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 6 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助 7 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 8 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 9 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 10 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例 11 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例 12 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 13 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例 <p>※ 上記のうち、4と11が追加となった。</p>

(5) 非常災害の指定（本市指定あり）

国は、台風第19号による災害を、大規模災害からの復興に関する法律第2条第9号に規定する「非常災害」として指定した。

根拠	大規模災害からの復興に関する法律
決定日等	10月29日閣議決定、11月1日公布・施行
指定状況	台風第19号による被災自治体
指定による効果	台風第19号によって被害を受けた都道府県や市町村等が、災害復旧事業等に係る工事について国や都道府県に代行を要請した場合、国や都道府県は、要請をした都道府県や市町村等における工事の実施体制など地域の実情を勘案して、円滑かつ迅速な復興のために必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で代行できるようになる。

7 警戒・対応体制の状況

災害警戒・対応に当たった職員は、全体で234人、交代職員を含めた延人数では343人であった。（消防局職員及び消防団員を除く。）業務ごとの状況は、下記のとおりである。

(1) 災害対策（警戒）本部事務局

主な業務内容	対応人数	延人数	関係所属
<ul style="list-style-type: none"> 本部会議の運営 気象情報等の収集 市民への情報発信 庁内調整の実施 関係機関への連絡 	36人	46人	<ul style="list-style-type: none"> 総務部（防災危機管理課、行政管理課） 政策部（市政発信課）

(2) 現地対策本部

主な業務内容	対応人数	延人数	関係所属
<ul style="list-style-type: none"> 地域内の被害情報等の収集 関係自治会等への連絡 	25人	52人	<ul style="list-style-type: none"> 市民部（生活課、大胡支所、宮城支所、粕川支所、富士見支所、下川淵市民サービスセンター、桂萱市民サービスセンター、東市民サービスセンター、南橋市民サービスセンター、永明市民サービスセンター）

(3) 自主避難所（サービスセンターは現地対策本部兼務）

主な業務内容	対応人数	延人数	関係所属
<p>【サービスセンター】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自主避難所の運営 地域内の被害情報等の収集 関係自治会等への連絡 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自主避難所の運営 	21人	50人	<ul style="list-style-type: none"> 財務部（資産経営課） 市民部（大胡支所、宮城支所、粕川支所、富士見支所、城南支所、上川淵市民サービスセンター、芳賀市民サービスセンター、元総社市民サービスセンター、総社市民サービスセンター、清里市民サービスセンター） 教育委員会事務局（大胡公民館、宮城公民館、粕川公民館、富士見公民館）

(4) コールセンター

主な業務内容	対応人数	延人数	関係所属
<ul style="list-style-type: none"> 外部から災害対策（警戒）本部への電話対応 	10人	19人	<ul style="list-style-type: none"> 総務部（職員課、契約監理課） 政策部（政策推進課） 都市計画部（都市計画課、建築指導課）

(5) 指定避難所

主な業務内容	対応人数	延人数	関係所属
【教育委員会事務局】 ・ 指定避難所の開設調整 【その他】 ・ 指定避難所の運営	74 人	77 人	・ 教育委員会事務局（総務課、学校教育課） ・ 避難所担当職員 ・ 各部避難所応援職員

(6) 道水路対応

主な業務内容	対応人数	延人数	関係所属
・ 道水路等の被害情報等の収集 ・ 道路、公園の閉鎖 ・ 応急復旧対策の実施 ・ 関係機関への連絡	38 人	62 人	・ 農政部（農村整備課） ・ 建設部（道路建設課、道路管理課、東部建設事務所、公園緑地課、公園管理事務所） ・ 水道局（下水道整備課）

道路、公園等の閉鎖状況

10月12日（土）

- ・ 18:30 大利根緑地の閉鎖（公園管理事務所）
 - ・ 19:00 国体道路の閉鎖（道路管理課）
 - ・ 19:30 前橋公園の閉鎖（公園管理事務所）
 - ・ 21:00 利根川総社緑地・利根川大渡緑地の閉鎖（公園管理事務所）
 - ・ 21:20 利根川田口緑地の閉鎖（公園管理事務所）
 - ・ 21:30 桃ノ木川サイクリングロードの閉鎖
（三俣付近進入口5か所、駒形IC付近進入口2か所）（道路管理課）
 - ・ 21:40 利根川敷島緑地の閉鎖（公園管理事務所）
- ※ 国体道路、前橋公園（親水・ステージゾーン）以外は、10月13日（日）に閉鎖解除
 ※ 国体道路は、10月14日（月）に閉鎖解除
 ※ 前橋公園（親水ゾーン）は、12月20日（金）に閉鎖解除

(7) 要配慮者利用施設対応

主な業務内容	対応人数	延人数	関係所属
・ 要配慮者利用施設への連絡 ・ 被害情報等の収集	30 人	37 人	・ 福祉部（社会福祉課、子育て支援課、子育て施設課、長寿包括ケア課、介護保険課、障害福祉課） ・ 健康部（保健総務課）

(8) 消防局

消防局の出動状況は、次のとおりである。

活動内容		件数	延出動隊数
土のう積み		4件	7隊
現地調査	河川	5件	5隊
	溢水	1件	3隊
	倒木	5件	8隊
	危険か所（電話線）	1件	1隊
倒木対応		2件	3隊
飛散防止対応		2件	3隊
偵察（※）		12件	30隊
その他（避難行動支援）		1件	1隊
合計		33件	61隊

※ 偵察：非常警報設備等の発報連絡を受けての出動（全て非火災報）

(9) 消防団

消防団の出動状況は、次のとおりである。

活動内容		件数	延出動隊数
警戒巡視			32隊
現地調査	溢水	1件	3隊
詰所待機			9隊
合計			44隊

8 被災者支援の状況

本市における被災者支援の状況は、次のとおりである。(令和2年1月末日時点)

(1) リ災証明書等の交付

被害者の生活等の再建に向けて、リ災証明書等の交付を行った。

区分	住家、事業用建物	事業用設備等	農業用設備等
リ災証明書	31件	1件	0件
被災届出証明書	1件	1件	1件
その他証明(※)	—	—	8件
担当課	財務部 資産税課	産業経済部 産業政策課	農政部 農政課

※ 農業用施設(鉄骨・パイプハウス)被害に係る証明

(2) 群馬県災害義援金の配分

群馬県、日本赤十字社、共同募金会等で受付を行った義援金について、「群馬県義援金募集・配分委員会」で決定した配分基準に基づき、市内の被災者に対して配分を実施した。

本市第1次配分の状況(令和元年11月26日決定分)

対象者数	13人(全て住家の一部損壊)		
配分総額	520,000円(1件40,000円)		
配分基準	群馬県義援金募集・配分委員会決定した配分基準		
	区分	配分率	基準額
人的被害	死亡	1	400,000円
	重傷者(入院1か月以上)	0.3	120,000円
	軽傷者	0.1	40,000円
住家被害	全壊	1	400,000円
	大規模半壊(例:床上1m以上1.8未満の浸水、損害割合40%以上50%未満)	0.8	320,000円
	半壊(例:床上1m未満の浸水、損害割合20%以上40%未満)	0.5	200,000円
	準半壊(例:床上1m未満の浸水、損害割合10%以上20%未満)	0.3	120,000円
	一部損壊(例:床下浸水、損害割合が10%未満)	0.1	40,000円
	床下浸水(被害なし)	—	—
担当課	福祉部 社会福祉課		

(3) 災害廃棄物の受入れ

富士見クリーンステーション及び荻窪清掃工場にてカーポートの屋根の波板(個人宅)など7件の災害廃棄物受け入れを行った。(担当課 環境部 清掃施設課)

9 被災地（他自治体）支援の状況

災害時相互応援協定等に基づき要請等があった被災自治体に対して、支援物資の送付や応援職員の派遣等を実施した。

(1) 物的支援

中核市相互応援協定

支援先	栃木県宇都宮市
支援物資	土のう袋 5,000 袋
支援内容	市公用車で、土のう袋 5,000 袋を宇都宮市役所に届けた。
支援日	10 月 18 日（金）
対応課	総務部 防災危機管理課

(2) 人的支援（応援職員の派遣）

ア 環境省関東ブロック災害廃棄物対策行動計画

派遣先	茨城県大子（だいご）町
業務	災害ごみ関連業務
支援内容	災害ごみの集積場所において、分別案内業務等を行った。
期間	10 月 20 日（日）～ 10 月 24 日（木）（5 日間）
人数	1 名
対応課	環境部 ごみ減量課

イ 日本水道協会災害時相互応援協定

派遣先	福島県いわき市
業務	応急給水業務
支援内容	給水タンク車 1 台とともに、いわき市の久之浜地区及び平藤間地区にある福祉施設と併設された病院に対して給水支援を実施した。
期間	10 月 19 日（土）～ 25 日（金）（7 日間）
人数	12 名（4 名×3 班）
対応課	水道局 水道整備課

ウ 北関東・新潟地域連携軸推進協議会「災害時における相互応援に関する要綱」

支援 1

派遣先	栃木県佐野市
業務	罹災証明書の交付業務
支援内容	佐野市役所に設置された罹災証明書の交付窓口において、罹災証明書の交付等の業務を実施した。
期間	10 月 28 日（月）～ 11 月 1 日（金）（5 日間）
人数	10 名（2 名×5 班）
対応課	財務部 資産税課

支援2

派遣先	栃木県佐野市
業務	災害廃棄物の収集運搬業務
支援内容	4か所ある佐野市指定の仮置場の災害ごみ（平日は可燃ごみ、土曜日は家電製品等の不燃ごみ）を佐野市及び桐生市の処理施設へ搬入した。
期間	11月5日（火）～11月30日（土）のうち12日間 ・平日8日（週2日） ・土曜日4日
人数	32名 ・平日 パッカー車1台を2名で運行（16名） ・土曜日 平ボディ車2台を各2名で運行（16名）
対応課	環境部 ごみ減量課、西部清掃事務所

(3) その他

日本赤十字社が実施する「令和元年台風第19号災害義援金」について、同社からの要請を受け、市ホームページに掲載して周知を行い、生活課窓口で受け付けを行うとともに、市役所本庁舎1階でも以下の期間で募金箱を設置した。

受付期間	令和元年10月15日～令和2年3月31日 (募金箱設置期間：令和元年10月15日～令和元年12月20日)
募金状況	757,394円（令和元年12月末日現在）
対応課	市民部 生活課

10 対応検証と今後の対応

台風第19号に対する各対応について、市民、市議会、庁内関係課等から寄せられた意見を基に、次のとおり検証を行った。

検証結果を踏まえ、改善が必要な点については、早急に対応の見直しを検討し、見直しが必要なものは早期の改善に努め、今後の出水期に向けて備える。

(1) 気象情報等の発信、注意喚起

課題、意見	<ul style="list-style-type: none"> ・市から市民への注意喚起時に、注意事項等に関する具体性が乏しかった。 ・更なる市民の防災意識の高揚を図る必要がある。 ・一人でも多くの市民が「まちの安全ひろメール」を登録し、市からの防災情報等を受信することができるよう、更に周知を図るべきである。 ・外国人向けの情報発信も充実させる必要がある。 ・テレビデータ放送で、気象情報だけでなく、避難情報や河川水位等も確認することができることについて、周知を図るべきである。
今後の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・「まちの安全ひろメール」や「まちの安全ツイッター」等を通じて、きめ細かい注意喚起を引き続き実施するとともに、ハザードマップの確認など、具体的な対応内容を含め、更なる防災意識の高揚を図ることとする。 ・市民に対して「まちの安全ひろメール」の周知を更に行い、登録者数の増加に向けて努める。 ・まえばしCITY エフエム等の地元メディアと連携した注意喚起を検討する。 ・外国人向けの情報発信の充実について検討する。 ・テレビデータ放送は、各世帯への普及率も高く特段の投資も不要で情報伝達の確実性も高いため、利用方法について、市民周知を広げていく。
関係所属	防災危機管理課

(2) 市ホームページ

課題、意見	<ul style="list-style-type: none"> ・市のホームページがアクセスの集中により一時的に閲覧しにくい時があった。
今後の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・アクセス向上のため、災害時の掲載方法を見直すとともに、ハザードマップ等掲載ファイルの圧縮を行う。 ・複数設置しているサーバーの分散化を検討する。
関係所属	防災危機管理課、市政発信課

(3) 要配慮者の対応

課題、意見	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者へ適切な避難支援ができるよう、支援者となる自治会や民生委員等に対して市が平常時からフォローアップを行うべきである。 ・要配慮者利用施設の防災機能を高めるべきである。
今後の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者制度について、地域での理解や必要な登録者を増やすことができるよう更なる周知、啓発に努める。 ・社会福祉施設、学校、医療施設等の要配慮者利用施設に対して、避難確保計画の作成や防災訓練の実施を引き続き促進する。
関係所属	防災危機管理課、要配慮者対応関係所属

(4) 関係機関等との連携

課題、意見	<ul style="list-style-type: none">・警戒時から関係機関と連携を図って取り組むべきである。・災害時応援協定締結先との連携も充実させるべきである。・自主防災組織の機能向上と市との連携の強化が必要である。
今後の対応	<ul style="list-style-type: none">・警戒時から、群馬県、前橋地方气象台、東京電力、前橋市社会福祉協議会等と引き続き連携を取り合う。・自治会（自主防災会）、要配慮者利用施設、災害時応援協定締結先（企業、自治体等）等と警戒時から連絡を取り、必要な連携を図る。・自主防災組織の結成促進と防災訓練の更なる充実に向けた支援に努める。
関係所属	防災危機管理課

(5) 避難情報の発令判断

課題、意見	<ul style="list-style-type: none">・避難情報の発令は、明るく安全な時間帯に行うべきである。・避難情報を発令する地区を、危険性の強弱に応じてより細分化するべきである。
今後の対応	<ul style="list-style-type: none">・大型台風の直撃が見込まれているときなどは、明るく、安全な時間帯に避難情報を発令するよう基準を見直す。・避難情報を発令する地区は、国のガイドラインに基づき、対象地区を絞って発令しており、更に細分化すると発令作業が煩雑となり、発令が遅れることとなり、早期安全確保を図る上で、難しいと考えている。
関係所属	防災危機管理課

(6) 避難情報の発信

課題、意見	<ul style="list-style-type: none">・自動起動機能がある防災ラジオはとても有効であるので、更に普及させるべきである。・防災ラジオの電波が届きにくい地区がある。・防災行政無線の音声聞こえない又は聞こえにくい地区がある。・避難勧告が発令されたが、自分は避難をすべきかどうかわからず、結果として避難所に行くことがなかった。
今後の対応	<ul style="list-style-type: none">・防災ラジオの更なる普及に努める。・防災行政無線や防災ラジオ以外の伝達手段（テレビ文字放送、緊急速報メール等）についても更なる周知を行う。・避難情報の伝達性を向上させる新たな方法について検討を行う。・自治会や要配慮者利用施設に対しては、避難情報の発信時に「まちの安全ひろメール」等で該当団体に連絡を行う等、引き続きフォローアップを行う。・避難情報発令時にとるべき避難行動は、現在地の災害危険度状況に合わせた安全確保行動が必要となるため、市民一人ひとりの状況に応じた確実な避難行動につながるよう更なる周知を行う。
関係所属	防災危機管理課

(7) 自主避難所、指定避難所の開設

課題、意見	<ul style="list-style-type: none">・洪水浸水想定区域内は、地震時と大雨時とで指定避難所が異なる地域があるが、市民の認識が足りず混乱しているものもいた。・洪水浸水想定区域内には、市では自主避難所や指定避難所を設けないとのことだが、距離等を理由に避難をあきらめてしまう高齢者等の要配慮者の対応が課題である。・粕川地区の自主避難所は粕川公民館となっているが、粕川に隣接しており水害の可能性があつて危険であるので、他の施設に見直すべきである。
今後の対応	<ul style="list-style-type: none">・指定避難所の開設場所については、更なる市民周知を図る。・洪水浸水想定区域内は水害発生時に危険が伴うため、例え高層階がある施設等であっても自主避難所や指定避難所とすることには課題があるが、洪水浸水想定区域内における避難場所の確保について、他都市の事例等を参考に研究を行う。・粕川地区の自主避難所は、粕川公民館以外の施設に見直しを行う。
関係所属	防災危機管理課

(8) 自主避難所の運営

課題、意見	<ul style="list-style-type: none">・市が台風接近前から自主避難所を設置していることや利用上のルールについて、市民の認識向上を図る必要がある。・高齢者や外国人等の要配慮者に対する対応、ペット同伴避難の受入れ等について、更に配慮する必要がある。・テレビやWi-Fi等、避難者への情報提供を充実させるべきである。・隣接する図書室を避難者に開放できるとよい。
今後の対応	<ul style="list-style-type: none">・台風対応時は、接近前から自主避難所を開設しており、早めの自主的な避難が可能であることや利用上の原則ルール（毛布や食料の持参、ペットの取扱い等）について、更なる周知を図る。・ペット同伴避難について、理解が進むよう、周知や啓発を行う。・高齢者や外国人等の要配慮者に対する対応、ペット同伴避難の受入れ等について、円滑に対応できるよう職員研修等を実施する。・避難者への情報提供用として、ロビー等にテレビを設置する。・図書室は施設管理上開放できないが、図書館でのリサイクル図書を支所や市民サービスセンターに順次配備することについて検討する。
関係所属	防災危機管理課、自主避難所関係所属

(9) 指定避難所の運営

課題、意見	<ul style="list-style-type: none">・高齢者や外国人等の要配慮者に対する対応、ペット同伴避難の受入れ等について、更に配慮する必要がある。・テレビやWi-Fi等、避難者への情報提供を充実させるべきである。・体育館だけでなく、校舎も活用するべきである。・トイレが、和式しかなく、バリアフリー化されていない場所があった。・暴風や降雨が鎮静化した際、避難情報の解除前であるにもかかわらず帰宅する避難者がいたが、危険であるので対応を徹底するべきである。・通用門が複数あるが、開錠が一部に限られていたため、利用しやすいよう全て開錠するべきである。・市から学校管理者への指定避難所開設に関する連絡が発令直前であり、連絡時期が遅い。・指定避難所開設・運営における市と学校との役割分担や連携体制について明確に整理すべきである。・指定避難所に関する問い合わせ先が不明で、学校などの関係各所に電話をかけたが、なかなか繋がらない。
今後の対応	<ul style="list-style-type: none">・避難所開設期間、避難者数、要支援者の状況等により、体育館だけでなく、校舎の利用もできるよう教育委員会とともに検討する。・高齢者や外国人等の要配慮者に対する対応、ペット同伴避難の受入れ等について、円滑に対応できるよう職員研修等を実施する。・ペット同伴避難について、理解が進むよう、周知や啓発を行う。・避難者への情報提供用として、テレビの設置やWi-Fi開放に向けて検討する。・トイレの環境改善（洋式化、バリアフリー化）に向けて検討する。・避難者に対して気象状況や河川状況、避難情報の解除までの見込み等を丁寧に情報提供するとともに、避難情報の解除前の帰宅は危険であることを周知する。・通用門の開錠は、あらかじめ決めた利用計画に基づき行っているため、防災訓練等を通じて周知していく。・指定避難所開設・運営にかかる学校職員（市職員）の参集体制を整える。また、市と学校の役割分担や学校職員（県職員）の参集の要否等について改めて検討し、市と学校が共通認識を持って指定避難所の運営ができるよう仕組みを整える。・災害対応全般に係る問い合わせに対応できるよう災害対策本部コールセンターを設置しているため、指定避難所の問い合わせ先を明記することを含め、市民に分かりやすい情報発信を行う。
関係所属	防災危機管理課、指定避難所関係所属

(10) ハード整備等

課題、意見	<ul style="list-style-type: none">・浸水被害が想定される公園等は復旧工事費が無駄になるので、廃止を考える必要がある。・河川の護岸工事や浚渫工事を推進していくべきである。・河川への水位計や監視カメラの設置を増設するべきである。
今後の対応	<ul style="list-style-type: none">・平常時は市民の憩いの場として親しまれている場所であるので、河川増水時の安全確保を図りつつ、適切な運営を行っていく。・河川の護岸工事や浚渫工事の実施については、管理者である群馬県に対して要請していく。・河川への水位計や監視カメラの設置については、河川管理者である群馬県が順次設置を進めている。
関係所属	防災危機管理課、各施設所管課

(11) ハザードマップ、危険個所

課題、意見	<ul style="list-style-type: none">・ハツ場ダム完成による防災マップへの影響を確認するべきである。・防災マップ等を用いて、改めて危険個所等を該当地域に周知するべきである。・中小河川のバックウォーターの危険性を確認するべきである。
今後の対応	<ul style="list-style-type: none">・ハツ場ダムの完成に伴う防災マップへの影響については、洪水浸水想定区域を検討する群馬県に対して確認を求めていく。・危険個所については、地域の自主防災組織の防災訓練等を通じて、とるべき避難行動とともに更なる市民周知を図っていく。・中小河川のバックウォーター現象については、気象庁がホームページで公表している「洪水警報の危険度分布」によって、大雨時に危険周知が行われるので、活用して留意していく。
関係所属	防災危機管理課

(12) 緊急土のうステーション

課題、意見	<ul style="list-style-type: none">・台風接近に伴い職員が市内20か所にある土のうステーションの土のうを補充していたが、需要に追いつかず、不足する場所があった。
今後の対応	<ul style="list-style-type: none">・各ステーションへの土のうの補充に努める。・災害時応援協定締結先や防災協力事業所から協力を受けること等、土のうの補充方法について、検討を行う。・自助での土のうの準備を啓発する。
関係所属	防災危機管理課、道路管理課（道路補修センター）

(13) 職員の動員、勤務体制

課題、意見	<ul style="list-style-type: none">・自主避難所への配置職員数を増員するべきである。・対応に当たる職員を参集する際は、台風接近時の危険な時間帯を避けるべきである。
今後の対応	<ul style="list-style-type: none">・各業務、状況に応じて（応援職員や現地参集職員を含め）最低2人以上の職員を同時に配置することとする。・各所属においてあらかじめ勤務ローテーションを作成することを徹底する。・参集時期や交代時期が暴風や豪雨等で危険な時間帯とならないよう配慮する。
関係所属	各所属

(14) 庁内体制

課題、意見	<ul style="list-style-type: none">・ダムの放流情報や被害情報の収集なども含め、庁内における情報の集約や分析、共有体制について必要な見直しを行うべきである。・災害発生前の対応は充実してきたが、例えば災害ごみの対応等、発災後の災害対応についても、より具体的に検討を進めるべきである。・避難所開設や災害情報収集の方法などの全職員を対象とした研修を実施すべきである。・本市の災害に対する強靱化に向けて取り組むべきである。
今後の対応	<ul style="list-style-type: none">・庁内における情報の集約や分析、共有体制について必要な見直しを行う。・災害発生後の対応についても、今後実動性を高めるため、具体的な対応についてマニュアル等を充実させるとともに、必要な訓練を実施していく。・災害対応は、必要最小限の業務継続性を確保しつつ、基本的には全職員を上げて行う必要があるため、職員研修等を充実させ、対応力を高めていく。・国土強靱化地域計画の策定に向けて検討する。
関係所属	防災危機管理課

令和元年台風第19号対応状況報告書

発行 令和2年2月

前橋市総務部防災危機管理課

〒371-8601 前橋市大手町二丁目12番1号

電話 027-898-5935 (直通)
